

吹田市感染症予防計画に対する提出意見と市の考え方

1 意見提出期間 令和5年(2023年)12月28日(木)～令和6年(2024年)1月31日(水)

2 意見提出件数 96件(43通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

NO	該当箇所		提出意見(要約)	市の考え方
1	第1章	1 感染症予防計画の法的な位置づけ	(1)目的 ・P4、7行目「10年法律第104号」は「法律第114号」ではないか。【1件】	本計画の第1章1(1)の「感染症法(平成10年法律第104号)」を「感染症法(平成10年法律第114号)」に修正します。(下線部は変更箇所)
2	第1章	1 感染症予防計画の法的な位置づけ	(2)法的な位置づけ ・P5、図1の下の囲みの中「指針等を即して」は「指針等に即して」ではないか。【1件】	本計画の図1下「指針等を即して」を「指針等に即して」に修正します。(下線部は変更箇所)
3	第1章	1 感染症予防計画の法的な位置づけ	(2)法的な位置づけ ・P5、図1の中「大阪府医療計画」のフォントについて、他の文字とフォントを揃えたほうがいいのではないか。【1件】	図1の文体等について見直します。
4	第1章	2 感染症の予防の推進の基本的な方向	— ・1章2において、「人権の尊重」については(3)に挙げられているが、これを(1)とし、何よりも人権尊重を重視するという姿勢を明確に打ち出すべきではないか。【1件】	本市としましては、感染症の予防と患者等の人権の両立は重要と考えております。本計画においては、国の基本指針や府の予防計画に即し、同様の順番で記載しています。
5	第1章	2 感染症の予防の推進の基本的な方向	(2)市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ・第1章2(2)の「感染症に関する知識の普及啓発を促進するとともに知識の普及啓発…」という文章においては、「正しい知識」という表現にすべきだ。【1件】	「正しい」を追記します。
6	第1章	2 感染症の予防の推進の基	(3)人権の尊重 ・P6、7行目(3)人権の尊重について、個人情報保護についての記載は必要ないか。	御意見を受け、本計画の第1章2(3)の「…また、市は、感染症に関する差別や偏見の解消の

NO	該当箇所		提出意見(要約)	市の考え方	
		本的な方向		【1件】	ため・・・」を「・・・市は、感染症に関する個人情報保護には十分留意する。また、感染症に関する差別や偏見の解消のため・・・」と文言を追加します。(下線部は変更(追加)箇所)
7	第1章	2 感染症の予防の推進の基本的な方向	(3) 人権の尊重	・マスク着用等の感染対策は、子どもや若者から経験や時間を奪い、社会混乱を招く。【2件】	本計画に記載のとおり、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立が基本と考えております。
8	第1章	2 感染症の予防の推進の基本的な方向	(3) 人権の尊重	・第1章2(3)に、特に、小児、青年期については、健全な発達や精神の健康との両立を考慮した上で感染対策を講じる、といった意図を追加してほしい。高齢者を中心とした感染対策を子どもに適用したため、健全な発達、精神の健康が阻害された。【1件】	同項における「患者」は、高齢者等特定の年齢に区切ったものではございません。感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立が基本と考えております。
9	第1章	2 感染症の予防の推進の基本的な方向	(3) 人権の尊重	・患者や患者等についてだけでなく、患者以外の一般市民の個人の意思や人権の尊重も明記するべきではないか。【1件】	「患者等」の中に、一般市民も含まれています。
10	第1章	4 感染症予防計画における果たすべき役割	(1) 国及び地方公共団体の果たすべき役割	・国の分析や判断を一律に受け入れるのではなく、地域の流行状況を踏まえ、地元の医師、専門家等の意見を踏まえた施策を実施すべきではないか。【1件】	新型コロナ対応では、国や府と適切に連携することの重要性が認識されましたので、本計画に記載のとおり、施策については、今後とも国や府と相互に連携して実施します。また、「地域の特性に配慮しつつ」と記載のとおり、地域の専門家との連携も重要と考えております。
11	第1章	4 感染症予防計画における果たすべき役割	(1) 国及び地方公共団体の果たすべき役割	・まん延した感染症が想定と異なった場合は、国や府の周知を待たず、その特性や対策の効果・デメリットを見極め、状況に応じ	想定と異なる事態となった場合は、国や府へ報告するとともに、考えられる対応策を講じた上で、国や府と連携し、感染症の特性に合わせた

NO	該当箇所			提出意見(要約)	市の考え方
		割		た機動的な対応を行うべきではないか。【1件】	対応を行ってまいります。
12	第2章	1 感染症の発生の予防のための施策	-	・食事等の生活習慣の見直し等の食育や、感染症等の病気にならない健康な心身づくりについて、計画に盛り込むべきではないか。【4件】	感染症予防についての本計画には一般的な健康増進に係る内容までは記載いたしません、感染症の発生予防のため、正しい情報提供に努めます。
13	第2章	1 感染症の発生の予防のための施策	(2) 予防接種	・PI0、5行目(2) 予防接種について、ここでいう予防接種は、「健康被害の救済」も含め、定期接種、任意接種いずれも含むという意味か。【1件】	第2章 1(2)における予防接種については、予防接種法に基づく予防接種を意図して使用しているため、「市は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、医師会等の…」を「市は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進める。また、 <u>予防接種法に基づく予防接種については医師会等の…」に修正します。(下線部は変更箇所)</u>
14	第2章	1 感染症の発生の予防のための施策	(2) 予防接種	・ワクチンの有効性と安全性の情報、問題点や不明点、否定的な情報を開示し、市民に正しい知識を提供すべきではないか。【12件】	本計画に記載のとおり、ワクチンに関する正しい知識の普及に努めます。
15	第2章	1 感染症の発生の予防のための施策	(2) 予防接種	・予防接種の副反応や後遺症により、死亡等の可能性が生じた場合、行政の責任は重大であり、薬害にあった場合の補償やその方法について説明が必要である。新型コロナワクチン接種による副反応被害が隠蔽された中で接種が進められたことにより、予防接種健康被害救済制度において認定さ	本計画に記載のとおり、ワクチンに関する正しい知識の普及に努めます。なお、新型コロナワクチンの予防接種による健康被害救済制度に関する情報は、HP等で申請方法も含め案内しております。

NO	該当箇所			提出意見(要約)	市の考え方
				れるような被害が拡大している。【5件】	
16	第2章	2 感染症のまん延の防止のための施策	(2) 対人措置の実施 イ 検体の採取等	・感染症まん延時における無症状者への検査は、疑陽性によって社会に混乱が生じるため、有症状者に限定すべきではないか。【3件】	感染症の種類、特性により感染対策としての検査の位置づけは異なるものと考えております。検査は、国や府と連携し、実施について判断するとともに、十分な検査体制の確保に努めます。
17	第2章	2 感染症のまん延の防止のための施策	(2) 対人措置の実施 オ 入院勧告	・第2章2(2)オの入院勧告に関する事項について、未成年の子どもの場合の記載がない。子どもは親の管理下となることを記載してほしい。【1件】	感染症法において、入院勧告は患者本人に通知し、説明は患者又はその保護者に行うこととされております。未成年者については保護者にも入院勧告の説明を十分に行うよう努めます。
18	第2章	2 感染症のまん延の防止のための施策	(2) 対人措置の実施 (3) 対物措置の実施	・予防計画にある個人の行動、自由を制限する対人措置、対物措置の基準が不明確ではないか。【1件】	本計画の第2章2「(2) 対人措置の実施」、第2章2「対物措置の実施」に記載の対人・対物措置については、感染症法に基づく内容となっており、基準は感染症の特性により異なるものと考えられるため、その時の知見により判断されるものと認識しています。
19	第2章	5 感染症に係る医療を提供する体制の確保	(1) 新興感染症に係る医療を提供する体制 (2) 新興感染症における自宅療養者等への医療提供体制の整備	・コロナ禍の発熱患者の受診拒否が酷かったため、病院の存在意義を見つめ直し、また、職業倫理にもとる行為がないよう、市から働きかけるべきではないか。【2件】 ・2類相当として扱われてきた新型コロナにおいては、早期診療や入院の制限によって医療ひっ迫が起きる等、行政介入による人災が生じたといえる。【2件】	新型コロナ流行時に医療がひっ迫したことを踏まえ、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制を整備のため、感染症法が改正されました。府の役割として、平時から各医療機関と医療措置協定を締結し、新興感染症患者の入院、外来、後方支援を迅速に確保する医療提供体制の整備を府の予防計画に記載することを進めています。本市も有事の際には府と連携し対応してまいります。

NO	該当箇所		提出意見(要約)	市の考え方	
20	第2章	5 感染症に係る医療を提供する体制の確保	(1)新興感染症に係る医療を提供する体制 (2)新興感染症における自宅療養者等への医療提供体制の整備	・2章5「医療を提供する体制の確保」にも関係機関、関係団体との連携について記載すべきではないか。【1件】	本計画第2章5(1)入院調整等に係る府との連携について、(2)自宅療養者等への医療提供体制に係る関係団体との連携について記載しています。
21	第2章	8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	(1)新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 (2)新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	・公衆衛生の体制充実や病床確保、福祉施設での緊急時対応の人員配備が必要である。感染症発生時には、施設まかせではなく、実態に応じた公的な支援が必要ではないか。【1件】	府の役割として、各医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制の整備を図ります。また、本市としては高齢者施設等における平時からの感染の予防やまん延における対策、療養者の健康観察や療養支援の助言を行ってまいります。
22	第2章	8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	(2)新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	・高齢者施設等においては、人権を尊重した感染症対策を行うこと。【2件】	感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立が基本と考えております。高齢者施設等における平時からの感染症の予防やまん延における対策、療養者の健康観察や療養支援の助言を行ってまいります。また、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。
23	第2章	10 感染症に関する啓発、知識の普及、感	(1)患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及	・病院内でのマスク強要は人権無視ではないか。世界一高いワクチン接種率、マスク率の日本でも死亡者や体調不良者が出るの	施設における対応(感染対策)は、管理者に判断が委ねられているものと考えおりますが、本計画に記載のとおり、患者等への人権を尊重し、感

NO	該当箇所		提出意見(要約)	市の考え方
		<p>染症患者の人権尊重</p>	<p>は、ワクチンやマスクが効果的でないからではないか。【1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だに黙食を行っている学校があると聞く。学校での黙食について調査指導をしてほしい。【1件】 ・学校における感染症予防は、保護者からの批判を恐れて過剰なものとなり、行事や交流機会を奪うことによって子供の健全な育ちに悪影響を与えたことを認識し、犠牲が強いられないよう各学校への通知を市が随時行ってほしい。【1件】 	<p>感染症の正しい知識の普及に努めます。</p>
24	第2章	<p>10 感染症に関する啓発、知識の普及、染症患者の人権尊重</p>	<p>(1) 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種は任意であり、本人の意思を考慮し、予防接種を強制しないことを明記すべきではないか。特に治験中のワクチン接種推奨を子供にまですべきでない。【4件】 ・感染者、ワクチン接種を希望しない者、未接種者への差別や不利益な取扱いがないようにすべきではないか。【2件】 	<p>本計画に記載のとおり、市民が感染症予防や予防接種を主体的に実施できるよう、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。また、予防接種による差別が起きないように人権への配慮も必要と考えております。</p>
25	第2章	<p>10 感染症に関する啓発、知識の普及、染症患者の人権尊重</p>	<p>(1) 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが正しい知識を持つよう、ワクチンの書籍を学校や児童館に配置することに慎重になってほしい。【1件】 	<p>学校等を含めた施設については、管理者に判断が委ねられているものと考えておりますが、本計画に記載のとおり、市民が感染症予防等を主体的に実施できるよう、感染症の正しい知識の普及に努めます。</p>
26	第2章	<p>10 感染症に</p>	<p>(1) 患者等への差別や偏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省や国内の医師や学者等から 	<p>国により広く情報収集され総合的に判断された</p>

NO	該当箇所		提出意見(要約)	市の考え方	
		関する啓発、知識の普及、感染症患者の人権尊重	見の排除及び感染症についての正しい知識の普及	だけでなく、海外からも広く情報収集し、総合的に正しさを判断した上で周知することを加えてほしい。【1件】	感染症や感染対策の知見に基づいた情報を提供していきたいと考えており、正しい知識の普及のため、国が作成したパンフレット等を用いて周知を図ってまいります。
27	第2章	10 感染症に関する啓発、知識の普及、感染症患者の人権尊重	(2) 感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重	・不安や恐怖を煽る偏った報道が多い。正確な情報の公表が必要である。【1件】	本計画において、「市は報道機関に対し、常時、的確な情報を提供し、感染症に関して誤った情報や不適当な報道がなされた場合には迅速に対応する」と記載しているとおおり、国と府とともに適切に対応をしてまいります。
28	第2章	13 緊急時の感染症発生予防及びまん延防止、病原体等の検査の実施・医療提供のための施策	(4) 国への支援	・生物兵器によるテロ対策を明記すべきではないか。【1件】	本計画第2章13(4)において、生物兵器を用いたテロの発生を想定し、国への支援要請について記載をしています。
29	全体	-	-	・人権を制限するような新型コロナの感染症の予防や対策(マスク着用、ワクチン推奨、学校における黙食強制や休校措置、イベント中止、飲食店の営業停止や時短営業、アクリル板、PCR検査、ロックダウン等)は、効果に科学的根拠がなく、否定的な研究もある。感染対策について検証を行い、効果や結果のない対策は今後行わないようにすべきではないか。【15件】	どのような感染症対策が有効なのかは、感染症の種類、特性により異なるものと考えております。国において示された対策を踏まえて実施できるような体制整備を目指します。

NO	該当箇所			提出意見(要約)	市の考え方
30	全体	-	-	<p>・計画において、「感染症」という言葉をどのように定義しているのか。【1件】</p>	<p>本計画は、新興感染症を想定して策定しております。新興感染症の定義については、用語集に記載しています。</p>
31	全体	-	-	<p>・「正しい知識」等の表記にみられる「正しい」という既に断定を含んだ語を法的な文書に使うときには、その与える影響について十分に考慮してほしい。【1件】</p>	<p>御意見の内容を考慮した上で、本計画を策定してまいります。</p>
32	-	-	-	<p>・症状がある際には休みを取得し、その補填ができる仕組みを整えるよう、企業や学校に対して求めること。【2件】</p>	<p>新型コロナ対応では、国等により各種支援制度が整備されました。感染症のまん延時に、同様の支援制度が整備された際には、本市としても情報の周知を図ってまいります。なお、事業場における病気を理由とした特別休暇等の就業規則の変更等は、労使の話し合いの上で対応するものと認識しております。</p>
33	-	-	-	<p>・コロナ対策において、マスク着用により息苦しさや暑さという苦痛を味わった。【1件】</p> <p>・多数のマスク着用の否定的な研究がある。【1件】</p> <p>・コロナは飛沫感染ではなく空気感染であるのでマスク着用は様々な害がある。【2件】</p> <p>・子どもへのマスク着用は、酸素不足で学習意欲低下に繋がることを、保護者や教員に伝えるべきではないか。【1件】</p>	<p>マスクはウイルス性の呼吸器感染症に対して感染リスクを下げる可能性のある方法ではありますが、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立が基本と考えております。感染症対策を含む感染症に関する正しい知識の普及に努めます。</p>

NO	該当箇所			提出意見(要約)	市の考え方
34	-	-	-	<p>・ワクチンに予防効果がなかったことは明らか、コロナワクチン接種における有効性の総括、予防効果を検証すべきではないか。【5件】</p>	<p>本計画は感染症の予防やまん延防止のための施策や体制整備を主に記載しています。なお、新型コロナワクチンの予防効果や有効性については、一定国において評価されておりますが、更なる検証については、基礎自治体だけでは困難であるため、国の検証に基づき判断すべき内容と考えております。</p>
35	-	-	-	<p>・福祉現場の仕事は感染リスクが高いため、防護服等の感染症予防グッズを無償提供してほしい。【1件】</p>	<p>本計画は感染症の予防やまん延防止のための施策や体制整備を主に記載しています。PPE の配布を含む具体的な感染症対策は、その時に対応すべき感染症の種類、特性から判断されることとなります。</p>
36	-	-	-	<p>・PCR 検査での陽性は感染ではない。また、新型コロナでの死者の死因はコロナではないため、感染対策やワクチン接種は不要だったことを市議が発表すべきだ。【1件】</p> <p>・ワクチン接種、マスク着用の有無による人権無視がコロナ5類移行後も継続している。【1件】</p>	<p>本計画は感染症の予防やまん延防止のための施策や体制整備を主に記載しています。具体的な感染症対策は、その時に対応すべき感染症の種類、特性から判断されることとなります。</p>
37	-	-	-	<p>・「感染症危機」とは何をもって定められているのか。科学的なエビデンスに基づく対応、検証及び情報公開をする旨を明記してほしい。【1件】</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)が適用されるような事態を想定しています。特措法における「新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、ま</p>

NO	該当箇所			提出意見(要約)	市の考え方
					た、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある」状況です。
38	-	-	-	・市独自で潜在的医療専門職を登録し、研修を行うことによるスキルアップを図るべきではないか。【1件】	御意見は今後の参考とさせていただきます。
39	計画案以外の意見【2件】				意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略させていただきます。